

# 平成30年度 第3回農業次世代人材投資事業「準備型」研修生募集

新規就農者の確保・育成を図るため、「農業次世代人材投資事業準備型」を活用する就農希望者を募集します。

「農業次世代人材投資事業準備型」は、就農予定時の年齢が45歳未満であり、農業経営者となることに強い意欲を持って研修を受ける方に対し、国が県を通じて年間150万円を最長2年間交付する制度です。

## 1 募集期間

平成30年11月6日（火）～平成30年12月14日（金）

## 2 応募条件

- (1) 「研修計画」が次に掲げる基準に適合していること。
  - ア 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
  - イ 研修先が、県が認める研修機関であること。
  - ウ 研修機関の経営主が三親等以内の親族ではないこと。
  - エ 研修機関と過去に雇用契約を結んでいないこと。（短期間のパート、アルバイトは除く）
- (2) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するもの）の雇用契約を締結していないこと。
- (3) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (4) 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農すること）する予定の場合にあっては、就農時に家族経営協定等により交付対象者の責任等を明確にすること。また、就農後5年以内に当該農業経営を継承し、または当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者となることを確約すること。
- (5) 青年新規就農者ネットワーク（農林水産省経営局運営）に加入すること。

## 3 提出書類

- (1) 研修計画
- (2) 研修実施計画
- (3) 誓約書（2名の連帯保証人（1名は親権者）の記名押印が必要）
- (4) 連帯保証人の印鑑証明書及び前年の所得証明書
- (5) 履歴書
- (6) 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）※確認後返却
- (7) 農業研修に関する確認書（先進農家・法人等で研修を受ける場合のみ）
- (8) 本人確認書類（運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、日本国旅券（有効期限内のもの）、健康保険証（住民票を添付）のいずれか）の写し
- (9) 研修機関申請書（研修先が未認定の先進農業法人等の場合のみ）
- (10) 「一農ネット便り」直近のメールの印刷物
- (11) 新規就農者集合研修（ビギナーコース）申込書（県主催）

- (12) 個人情報の取扱いについての同意書
- (13) 確約書 1 (研修終了後、親元就農する予定の場合)
- (14) 確約書 2 (親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する予定の場合)
- (15) 前年の世帯全員の所得を証明する資料 (源泉徴収票、所得証明書等)

※「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

#### 4 交付対象研修生の決定

応募のあった「研修計画」に関し、県が書類審査と面接を行い、研修生を決定する。

詳細は「応募要項」をご覧ください。応募要項と提出書類様式は、山梨県農政部  
担い手・農地対策室のホームページよりダウンロードしていただけます。  
[http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/seinen\\_shuno\\_kyuhukin\\_boshu.html](http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/seinen_shuno_kyuhukin_boshu.html)

#### 5 申請書類の提出先

研修機関により、次のいずれかに申請書類を提出してください。

- (1) 研修機関の所在地または研修予定地を管轄する農務事務所 (農業農村支援課)
- (2) 専門学校農業大学校、県の研究機関で研修を受ける者は当該研修先
- (3) 研修機関が県内の複数の地域に活動拠点がある農業法人の場合は本社が所在する地域を管轄する農務事務所

○中北農務事務所 (甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町)  
〒407-0024 韮崎市本町四丁目 2-4 北巨摩合同庁舎 2 階  
電話 0551-23-3292

○峡東農務事務所 (山梨市、笛吹市、甲州市)  
〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 東山梨合同庁舎 3 階  
電話 0553-20-2707

○峡南農務事務所 (市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町)  
〒409-3606 西八代郡市川大門町高田 111-1 西八代合同庁舎 1 階  
電話 055-240-4116

○富士・東部農務事務所 (富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、  
山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)  
〒402-0054 都留市田原三丁目 3-3 南都留合同庁舎 2 階  
電話 0554-45-7806

※ご質問などがありましたら、最寄りの農務事務所 (農業農村支援課) または県庁担い手・農地対策室へお問い合わせください。

県庁農政部担い手・農地対策室 電話 055-223-1621

**農業次世代人材投資資金の交付を受けた後、以下の要件に合致する項目があった場合は、資金を返還していただきますのでご注意ください。**

## 【返還要件】

### 1. 一部返還

- (1) 資金の交付対象期間中に以下の要件に該当することになった時は、残りの対象期間の月数分（該当月を含む）の資金を月単位で返還する。
  - ア 研修先の農業法人の経営主が交付対象者の親族（3親等以内）となった場合。
  - イ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結した場合。
  - ウ 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けた場合。
  - エ 研修を途中で中止した場合。
  - オ 研修を途中で休止した場合。
  - カ 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- (2) 研修状況報告を行わなかった場合は、報告すべき対象期間の資金を返還する。

### 2. 全額返還

- (1) 研修実施状況の確認等により、研修が行われていない、生産技術等を習得する努力をしていない等、適切な研修を行っていないと県が判断した場合。
- (2) 研修終了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農（農業生産部門）、親元就農しなかった場合。
- (3) 独立・自営就農した者が、就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
- (4) 親元就農した者が、就農後5年以内に当該農業経営を継承しない場合、または当該農業経営が法人化されている時は当該法人の経営者とならない場合。
- (5) 独立・自営就農または雇用就農を交付期間の1.5倍または2年間のいずれか長い期間継続しない場合。

例：交付期間が1年の場合 → 独立・自営就農または雇用就農を2年以上継続しないと返還。  
交付期間が2年の場合 → 独立・自営就農または雇用就農を3年以上継続しないと返還。
- (6) 交付期間の1.5倍または2年間のいずれか長い期間以内で就農状況報告等の報告を行わない場合。

※就農状況報告等：就農状況報告、住所等変更報告、就農遅延報告、就農報告、就農中断報告

例：交付期間が1年の場合 → 2年間就農状況報告等の報告を行わないと返還。  
交付期間が2年の場合 → 3年間就農状況報告等の報告を行わないと返還。
- (7) 虚偽の申請を行った場合。

